

第1281回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成25年1月10日 木曜日  
開会 10時00分 閉会 12時20分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員長 藤原 勝紀  
委員 梶村 健二  
委員 奥野 史子  
委員 秋道 智彌  
委員 鈴木 晶子  
委員・教育長 生田 義久

4 傍聴者 1人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分、委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1280回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案3件、報告2件

イ 非公開の承認

議案1件、報告1件については、議会への報告事項に関する案件及び関係機関との協議を要する事項であるため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議案事項

議第21号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○大黒 総合育成支援課長

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の改正についてだが、障害のある子どもたちをめぐる近年の厳しい雇用状況の中、就職を希望する生徒や保護者のニーズの高まりに応えるため、働くための幅広い知識や技術を学ぶ、総合支援学校高等部職業学科

の一層の拡充を目的として、平成25年4月に白河総合支援学校東山分校を設置する。また、病院に入院する児童生徒の教育をより一層充実させるため、京都市立病院に鳴滝総合支援学校の分教室を平成25年4月に設置する。

(委員からの主な意見)

<白河総合支援学校東山分校について>

○これまで3年間同じキャンパスで学んでいたのを、これからはミスマッチを防ぐためにも1年間の基礎課程を経て専門課程に進む形に変更するとのことだが、これまでどれくらいミスマッチがおこっていたのか。また、本校と分校の両方で学校生活を過ごすということに関しての生徒の負担はどの程度か。

○分校の設置場所は元東山小学校跡地ということだが、地元の方々の反応はどうか。

○2年生進級後に選んだ専門が合わないというケースが出た場合はどうするか。

○東山分校のような地域に開かれた取組がいろんな地域で実施できるよう、環境づくりを進めていくことが重要である。

<鳴滝総合支援学校分教室について>

○市立病院に今まで分教室がなかった理由はあるか。

○市立病院の入院患者はどの地域の方が多いのか。

○京都市においては、桃陽総合支援学校の実践例もあり、分教室を受け入れる土壤のようなものがあると思うので、院内感染対策等、受入れ側との連携を強化しながら、教育が入院患者に対しても開かれていく必要がある。

(事務局)

<白河総合支援学校東山分校について>

○これまで中学生の時のあこがれやイメージで専門を決めるケースがあり、実際に学習してみると想像と異なるというケースが2～3件はあった。今後は実際に体験して、より実感を持って専門を決めることが出来るようになる。

○養正サテライトとの間の移動は公共交通機関での移動となる。公共交通機関での移動はこれまで実施しており、生徒の負担についてはそれほど大きくなく、社会性を涵養できるという利点がある。本校と分校の間の移動は、時間短縮のため、スクールバスを運行させる予定である。

○東山分校の地元である修道学区は大変協力的である。地域コミュニケーションの専門教育を実施していくので、より深い連携を図っていきたい。高齢者の買い物支援等、双方に利益のある関係を作っていく。

○2年生進級以降は専門の変更を絶対認めないというわけではなく、個々のケースについては、実情に合わせて対応していく。

○地域的には伝統的文化資源はもとより京都女子大学やフォーシーズンズホテル等、様々な資源に恵まれているので、様々な連携を図っていきたい。

<鳴滝総合支援学校分教室について>

○今回分教室を設置できるのは、病棟移転に伴ってスペースが確保できることと、脳腫瘍等長期入院の患者がこれまでより増加し、分教室設置についての病院側の意向と学校の意向が合致してきたことが要因である。

○京都市立病院には（京都市以外の）府下からかなり入院されている。

○病院内の教育を進めるにあたっては、学校と病院との連携を密にすることはもとより、分教室の教員については、ある程度の経験を持った教員の配置に努めている。

(議決)

委員長が、議第21号「京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第22号 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○東 教職員人事課長

本改正は、府費負担教職員・府並み教職員に適用される子育て休暇についての改正である。特別支援学校高等部に在籍する子をもつ教職員の子育て支援及び負担軽減を目的として行われた京都府の条例及び規則改正に準じ、京都市の規則改正を行うものである。

これまで、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、すなわち中学3年生までの子が対象であったが、改正後は、特別支援学校の高等部に在籍する子も含まれる。ただし、特別支援学校の高等部専攻科に在籍する子は対象から除かれる。

専攻科とは、本科を修了した者にさらに高度な特定の教育を施す課程をいい、高等学校や大学等に設置することができ、特別支援学校高等部にも同様に設置することができるものである。特別支援学校の高等部専攻科は、京都市の総合支援学校に該当校はないが、京都府下の該当校は京都府立盲学校のみである。

当該休暇の承認される行為や、承認期間について変更はない。

本改正は、京都府教育委員会では平成25年1月1日から施行されている。京都市では、平成25年1月11日施行、平成25年1月1日から適用とする。

(委員からの主な意見)

○教職員の子育て支援、負担軽減を図る望ましい改正であり、特段問題はない。

(事務局)

○引き続き、教職員の働きやすい環境作りに努めてまいりたい。

(議決)

委員長が、議第22号「京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

## エ 報告事項

### 「京都市立工業高校将来構想委員会」の「最終まとめ」について

#### (事務局説明)

##### ○三宅 学校指導課担当課長

京都市立工業高校将来構想委員会については、平成22年7月に提出されたこの審議会の前身としての位置づけである専門家会議「京都市立工業高校のあり方に関する検討プロジェクト」における「まとめ」で示された方向性をより具体化するための方策、②この方策や生徒・保護者・産業界等のニーズを見据えた今後の学校規模と施設整備のあり方、以上2点を設置趣旨・諮問事項として設置されたものである。

本審議会では、昨年8月25日の第1回会議から、これまで約16カ月間、検討会議が8回、先進事例視察が1回実施され、多角的な観点から議論が積み重ねられた。

また、10月22日から11月12日までの約3週間にわたり市民意見募集を実施し、両校の教職員、同窓会関係者をはじめ、広く市民から計138件の御意見が寄せられた。

その後、11月下旬に教育委員の先生方にも両校を視察いただき、去る12月25日には、「最終まとめ」が教育長に提出された。

「最終まとめ」は、昨年12月11日に開催された第9回委員会での協議及び市民意見募集結果を踏まえ、「中間まとめ」に加筆修正が行われたものである。

「はじめに」においては、昨年12月にご報告した「中間まとめ」に寄せられた市民からの御意見の概要と、市民への感謝の意が下から2つの段落に追加された。

「第1章 市立工業高校に対する基本認識」においては、いわゆる「地場産業」等を支える中堅技術者の養成が今後も必要であるとする、本委員会の「市立工業高校に対する基本認識」とその趣旨を同じくする市民からの御意見を考慮し、そのことをより明確にするために、下から2つ目の段落の上から3行目以降に、『工業に関する専門分野の知識と技術の定着を図り、将来の「ものづくり」産業を担う技術者を養成するとともに』という1文が追加された。

「第2章 次代の「ものづくり」の担い手を育むために」においては、『(4)「学び」と「社会」とを繋げる教育活動の更なる充実』が追加された。「問題解決のための探究能力」や「社会のニーズに応える姿勢や責任の自覚」の育成なども必要とする市民からの御意見を踏まえ、「学び」と「社会」との繋がりを常に意識しながら、社会的な課題の解決について探究させることを目標とした「社会貢献活動」の更なる充実が提言されている。さらに、同じく第2章において、『3 産学連携・高大連携による教職員のスキルアップ』が追加された。将来の「ものづくり」を担う人材を育成していくためには、その指導者たる教職員が時代の変化に即応し、時には、時代を先取りするなど、常にスキルアップしていくことを必要とする市民からの御意見を踏まえ、大学や企業などと連携した研修の充実が提言されている。

「第3章 今後の「ものづくり」を見据えた市立工業高校のあり方」においては、「(1)産学公の効果的な連携による「ものづくり教育の場」としての役割」の項について、小中学生が「ものづくり体験」ができる「ものづくりセンター」の設置や、その「ものづくりセンター」で工業高校の生徒が小中学生を指導することにより高い教育効果が生じるとする市民からの御意見や本委員会での議論を踏まえた内容が追加された。さらに、

同じく第3章において、『特色ある取組や部活動の推進』が追加された。市立工業高校の再編にあたっては、2校が築いてきた良き伝統や校風、専門教育の特性などを継承してほしいとする市民からの御意見を踏まえ、「市立工業高校スピリット」の継承・発展が提言されている。

「第4章 市立工業高校の施設・設備の整備と学校規模」においては、特に大きな変更はない。

「おわりに」においては、工業高校の発展に対する多くの期待が市民から寄せられていることを踏まえ、「ものづくり」教育を通じた人間教育という工業高校の果たす役割の再確認と、「ものづくり」を担う人材の育成を更に推進していくべきとする提言が、第3段落及び第4段落で追加された。

今後は、両校はもとより、関係者からの意見もいただきながら、この「最終まとめ」の提言内容の具体化に向け、スピード感をもって取り組んでいく。

#### (委員からの主な意見)

- 「最終まとめ」は、市民意見募集の実施内容も踏まえたものとなっており、幅広い観点からの貴重な提言を頂戴したと受け止めている。今後、教育委員会として「最終まとめ」の提言内容を具体化していくにあたり、その最大のポイントは何か。
- 「最終まとめ」では、「ものづくり」という側面から、市立工業高校を含めた市立高校が果たしていくべきポリシーが示された。とりわけ、市立工業高校は今後も必要であるということ、工業高校以外の市立高校でも「ものづくり」を担う人材育成に努めていくことは重要な内容である。
- 『市立高校全体で「ものづくり」を担う人材を育成する』とは具体的にどのようなことが想定されるのか。
- 「最終まとめ」にもあるように、「ものづくり」の概念自体が、もはや「工業」に限定されるものではなく、マネジメント等を含む幅広いものとして変質していることを念頭に、改革を進めていかなければならない。
- 「ものづくり」企業は、どのような人材を求めているのか。
- 両工業高校を視察した際、熱意ある先生方の指導のもと、生徒たちが生き生きと笑顔で「ものづくり」をする姿があり、感動した。「ものづくり」を通じた豊かな人材育成という考えを今後も大切にしていかなければならない。
- 変化する「ものづくり」に即応するためには、教職員のスキルアップは必要不可欠であり、とりわけ、生徒にとって魅力ある指導者の育成を図っていく必要がある。
- 京都ならではの「ものづくり」のイメージ・ステータスの確立、文化の創生に寄与する工業高校としなければならない。
- 「ものづくり」においては、アイデアやデザイン等の面で女性の感性を活用していかなければならない。「最終まとめ」で提言されている STEM 教育に芸術（ART）の要素を加えた、ASTEM 教育とするなど、従来のイメージをリメイクする必要がある。

#### (事務局)

- 「最終まとめ」においては、「ものづくり」を担う人材育成、その人材を育成する学校のあり方を審議する中で、学校規模及び施設整備の観点から、「洛陽工業高校及び伏見工業高校の優れた部分を生かしながら再編を検討すべき」と提言いただいた部分が最大のボ

イントであると認識している。この「最終まとめ」の提言内容の具体化に向け、関係者からの意見もいただきながら、年度内を目途に一定の方向性を打ち出していくよう努めしていく。

○新聞紙上等では「洛陽工業高校・伏見工業高校の統合」が焦点化されているが、本委員会の「最終まとめ」は、あくまで「ものづくり」を通じて、どのように生徒を育成し、どのような人材を社会に輩出していくのかという点に重きを置いている。

○広域化・多様化する「ものづくり」を担う人材の育成は、現行の「工業科」の枠組内では実現が困難な部分もある。そのような部分については、「エンタープライジング科」や「探究学科」など特色ある学科も含めた市立高校全体で実現していく。

○「ものづくり」企業が求める人材としては、企業規模によっても異なるものと考えられるが、「ものづくり」に興味・関心をもち、社会人として必要な素養を身につけていることは概ね共通している。また、中小企業では一定の技術力が求められることがあるが、それは、専門技術だけではなく、基本的な技術を幅広く習得しているということである。

#### オ 非公開の宣言

委員長から、以下の事項について、会議を非公開とすることを宣言。

#### カ 議案事項

議第23号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

##### (事務局説明)

○稻田 総務課長

地方自治体の職員の定数については条例で定めることになっている。これに基づき、平成25年度の職員定数について、京都市全体を行財政局が取りまとめ、2月市会に提案することとなるが、教育委員会関係分について、改正を市長に依頼するための議案である。なお、府費負担教職員については、本条例の対象外である。

これまでから職員定数については、「京都未来まちづくりプラン」において、平成20年度から平成23年度までに京都市全体で1,300人の職員削減を目標に取り組んできたが、目標を上回る1,444人の削減を達成した。教育委員会としても配置見直し、嘱託化等により、職員削減目標を達成してきた。

しかし、京都市財政改革有識者会議からの提言にもあるように、本市の一般財源の3割程度を人件費が占める状況にあり、「京都未来まちづくりプラン」に基づく定員適正化以後も、本市の極めて厳しい財政状況を踏まえ、平成24年度についても、引き続き、定員適正化の取組を推進する。

改定の詳細については、まず、「校長・教員」の定数の増減はなく「その他」の定数については、給食調理員・管理用務員・教育委員会の指導主事等の定員管理計画で退職ポストの嘱託化等により24名を減員し、平成25年度条例定数を2,209人とする。

##### (委員からの主な意見)

○正規退職ポストを嘱託化することによる人件費の削減効果はどれぐらいあるものか。

○市教委の職員数は現在でも、他都市と比較すると多いのか。

○今後の見通しや方策はどう考えているか。

#### (事務局)

- 嘱託職員の人事費は正規職員の約3分の1程度である。
- 削減に取り組んではいるが、他都市と比較すると多い。しかし、職員数が多いからこそ喫緊の教育課題への迅速な対応ができるとともに、他都市をリードする積極的な教育改革が推進できたと考える。今後も職員定数の削減に取り組みつつも、教育水準の維持・向上を図ることのできる、効率的な組織体制の構築に努めていく。
- 市財政当局から引き続き定数削減の指示を受けている。今後も正規職員の退職後ポストは不補充や嘱託職員の任用で対応するとともに、可能なものについては業務の外部委託化を進めるなど、人事費削減の努力を継続する。

#### (議決)

委員長が、議第23号「京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

#### キ 報告事項

「小学校における水泳指導の手引」及び「小学校の水泳指導における安全管理指針」の作成について

#### (事務局説明)

○森田 体育課長

昨年7月におきた水泳指導中の死亡事故を受け、2冊の冊子を作成した。「指針」は特に小学校で行われている夏季休業期間中の水泳指導を対象にしたもの。「手引」は、水泳指導全体のマニュアルで「指針」の母体となるものである。

「指針」は、①水泳指導のねらいの明確化、②実際の指導の在り方、③安全管理上の注意事項、④緊急時の対応マニュアルで構成しており、主に今回の事故の要因と考えられる水位、監視体制、ビート板について、それぞれ具体的な基準を記している。

水位については、教職員の間で情報やルールを共有し、組織的に管理することとした。また具体的に「へそから胸」という平均水位の目安と、「両肩が見える」という上限の目安を定めた。また、各校で実態に合った数値を決めておくこととした。その際の参考に、本市児童の平均身長と肩、胸の位置を載せている。今年度中に水位計測のために大型の物差しを全校に配分し、最深部、最浅部を測り、日誌に記録するようにしている。

監視体制については、原則3人以上、低学年対象の場合は4人以上の教職員が常駐することとした。またそのうち2人以上、低学年の場合は3人以上が監視に専念することとした。今回の事故においても、指導と監視の役割分担が不明確であり、専門家からも指摘を受けている。また保護者説明会や市会でも指摘があった監視台を、物理的に設置できない学校を除き、すべての小学校に年度内に配備する予定である。

今回の事故は自由遊泳中に発生したため、監視の目が行き届きにくい自由遊泳の時間帯には監視体制を強化する。また、より指導性を持たせるため、自由遊泳を、今後、個別練習と称することとした。

ビート板について、今回の事故では大小含めてすべてのビート板がプールに入れられていた。「指針」では、必要ないものはプールに入れないと改めて注意喚起してい

る。また大型ビート板については、指導目的が明確でない場合は使用を控えることとした。

最後に「手引」の内容についてだが、2ページにフロー図を示し、水泳指導が行われる前に、体制づくり、安全管理の徹底、計画やマニュアルづくり、研修、ミーティングを順に行うこととし、その具体的な内容について記載している。

「手引」の最後には、今回監修いただいた専門家のお名前を記載している。多くの御意見、御指摘をいただいた。15日に非公開で全市の校長へ説明し、以降、御遺族にも時間をとっていただき、内容について御説明する予定である。

#### (委員からの主な意見)

- 現場でどれくらい内容を徹底できるかが課題。例えば緊急時の対応についても、とっさのときにマニュアルを読むのではなく体が動くように必ず身につけておいてほしい。
- 実際に水泳指導を行うのは担任なので、全教員に冊子を配るべき。
- どの教職員も知っており、かつ、事故があったとき、考えずに行動できるようになっていなくてはならない。理念だけで終わってしまってはいけない。
- 例えば水泳指導を行う際にチェックすべき項目を、どこかの学校でモデル的に整理し、その成果物を提出させることなどできないか。
- 教員採用試験の際に、緊急時にとっさに体を動かせるかどうか、資質を見極めるような試験があつてもいいのではないか。
- 一方で学校が委縮し、本来の指導の目的が損なわれることがないようにしてもらいたい。指導をさらに充実するためにこの指針があるということを謳ってほしい。
- どういうときに溺れるのか、着衣泳など、危険性を体験させることも重要ではないか。

#### (事務局)

- 作成にあたり、より実効性のあるものとするため、校長会の他、研究会などの一般教員に現場の話を聞いた。本文中に、必ず実地訓練をするように記した。
- プール日誌の作成例を掲載し、すべての教員がプールの状態などをチェックできるよう示している。プール日誌は、従来のものと比べて、水位を測り、記録する欄を追記している。さらに、これまで担当者名を記入していたところを、指導者名と監視者名に分けて記入するようにし、役割分担を明確にするようにした。
- 今後、この指針を受けて各校がそれぞれ計画やマニュアルを作成していくが、その中からいくつかピックアップして点検したい。
- まずは養徳小の計画や要項を体健室も関わりながら作成していく。それを全体に示せればと考えている。

#### (4) 閉会

12時20分、委員長が閉会を宣告。

署名 委員長